

秩父札所誘客促進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、秩父札所誘客促進協議会（以下「協議会」）という。

(目的)

第2条 協議会は、日本百観音霊場の一つである秩父札所への通年での誘客促進や魅力発信を行うとともに、その周辺を訪れる観光客等へのおもてなしの心を醸成し、秩父地域の経済活性化に寄与することを通して、巡礼文化まちづくりを広く国内外に広めていく。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 秩父地域及び秩父札所への誘客促進に関すること。
- (2) 秩父地域及び秩父札所に係わる各種情報の発信に関すること。
- (3) 秩父地域及び秩父札所に係わるイベントに関すること。
- (4) 秩父地域及び秩父札所を訪れる観光客に対する案内サービスの充実に関すること。
- (5) 秩父地域及び秩父札所に関連した商品開発に関すること
- (6) 秩父地域及び巡礼に関する他団体との協議連携に関すること。
- (7) その他、協議会の目的を達成するために、必要な事項に関すること。

(構成)

第4条 協議会は、会員名簿に掲げる会員をもって構成する。

(組織)

第5条 この協議会に次の役員をおく。

顧問 若干名

会長 1名

副会長 若干名

監事 2名

役員は協議会において選任する。

会長は協議会を代表し会務を掌握する。

任期は、2年とする。また再任を妨げない。

(総会)

第6条 総会は、協議会の事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

第7条 総会は、会長がこれを招集する。

2 会員半数以上の者から総会の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議開催の場所及び日時は、総会に付議すべき事案とともに、会長が予めこれを会員（及び関係団体）に通知しなければならない。

(総会の運営)

第8条 総会は、会員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、総会の議長となる。

3 総会の議事その他運営に関し必要な事項は、協議会で定める。

(幹事会)

第9条 協議会に幹事会をおく。

(1) 幹事会は、協議会に提案する事項を予め整理するとともに、協議会から委任された事項を処理する。

(2) 幹事会は、協議会に所属する団体の中から選出する。幹事長、副幹事長は幹事の互選で選出する

(3) 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、秩父札所連合会（埼玉県秩父市野坂町1-16-15）で所管する。

(経費)

第11条 協議会の事務の管理及び執行に要する全ての経費は、関係団体の分担金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第12条 協議会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日とする。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、総会に諮って定めることとする。

(附則)

この規約は、協議会設立日（令和5年3月17日）から施行する。